

「愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金」の概要

1 目的

愛知県では、昨今の燃油価格の高騰により、県内の施設園芸農業者が厳しい経営状況に直面しています。そこで、県独自の「愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を交付します。

2 交付対象者（以下の全ての要件を満たすこと）

- （１）愛知県内に居住し、県内で施設園芸を営む農業者、又は愛知県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人であること。
- （２）園芸用施設において、野菜類、花き類、果樹類を生産し、それらを販売していること。
- （３）国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く）に該当しないこと。
- （４）対象期間中の営農実態が確認できること。

3 対象とする燃油

県内の園芸用施設の加温に供するため、令和６年１０月から令和７年３月（以下「対象期間」という。）に購入したＡ重油、灯油及びＬＰガスとします。

4 交付の要件等

（１）支援金の交付

Ａ重油及び灯油の支援金の交付は、対象期間の各月ごとに、当該月の燃油平均価格（「農業物価統計調査」（農林水産省大臣官房統計部公表）における全国Ａ重油平均価格をいう。）が、基準価格（過去７年間の加温期間（１１月から翌４月）の全国Ａ重油平均価格のうち最高値１年分と最安値１年分を除いた５年の平均価格（８８．９円／Ｌ））を超えた場合に行うものとします。ＬＰガスの支援金の交付は、対象期間中の各月ごとに、当該月のＬＰガスの卸売価格（日本ＬＰガス協会調査）が、基準価格（過去７年間の加温期間（１１月から翌４月）の卸売価格のうち最高値１年分と最安値１年分を除いた５年の平均価格（１１５．５円／ｋｇ））を超えた場合に行うものとします。

（２）支援金の単価

施設園芸用燃油の単位数量当たりの支援金額（以下「支援金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度として県が算定します。

ア Ａ重油及び灯油

$$\text{支援金単価（円／Ｌ）（小数点第２位切捨）} = \left(\text{当該月の燃油平均価格（円／Ｌ）} - \text{基準価格（円／Ｌ）} \right) \times 50\% \text{以内}$$

イ ＬＰガス

$$\text{支援金単価（円／ｋｇ）（小数点第２位切捨）} = \left(\text{当該月の卸売価格（円／ｋｇ）} - \text{基準価格（円／ｋｇ）} \right) \times 50\% \text{以内}$$

(3) 支援対象となる燃油数量

交付対象者が営農する園芸用施設の加温に供するために当該月に交付対象者自身が購入したA重油、灯油及びLPガスの数量（以下「燃油数量」とする。）とします。ただし、納品書、請求書、領収書等により、交付対象者が購入したことを確認できるものに限りま

(4) 支援金の交付額

各月ごとの支援金の交付額は次に掲げる算式により、油種ごとに算出された額を限度とします。

$$\text{当該月支援金交付額（円）（1円未満切捨）} = \text{支援金単価（円/L、又は円/kg）} \\ \times \text{支援対象となる燃油数量（L、又はkg）}$$

5 申請期間

2025年6月2日（月）から6月27日（金）まで

※申請の受付及び審査後、指定口座あてに支援金を交付します。

6 申請方法

申請手続の詳細については、「手引き」を参照しつつ、申請書一式を作成の上、御提出ください。なお、申請の提出方法は郵送のみとなります。

○ 申請書一式

- ・様式第1号愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金申請書兼請求書
- ・様式第1号別添1省エネルギー取組計画
- ・様式第1号別添2振込先口座が確認できる書類
- ・様式第1号別添3施設園芸農家であることの確認書類
- ・様式第1号別添4直近の青色申告書、決算書の写し
- ・様式第1号別添5本人確認書類
- ・様式第1号別添6燃油購入実績根拠書類
- ・省エネルギー生産管理チェックシートの写し

7 申請書提出先及び問合せ先

指定した期日までに配達記録を証明できる郵送方法で申請書等を提出してください。

提出先及び問合せ先となる「愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金受付センター」は2025年5月下旬に開設します。